

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課（局）の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各課（局）における平素の業務

- (1) 町（課（局）及びその他の執行機関等をいう。以下同じ。）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、表2-1のとおり平素から武力攻撃事態等に備えた業務を行う。
- (2) 町における国民保護に関する業務の総括、各課（局）間の調整及び企画立案等については、総務課が行うものとする。

表2-1 各課（局）における平素の業務

所 属	平 素 の 業 務
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護に関する業務の総括に関する事 ・ 町国民保護協議会の運営に関する事 ・ 町国民保護対策本部に関する事 ・ 町国民保護計画に関する事 ・ 避難実施要領の策定に関する事 ・ 物資及び資材の備蓄等に関する事 ・ 消防団及び自主防災組織等に関する事 ・ 近隣市町村及び相馬地方広域消防本部との連携に関する事 ・ 国民保護措置についての訓練に関する事 ・ 特殊標章等の交付等に関する事 ・ 国民保護に関する情報の収集に関する事 ・ 関係機関等の連絡調整に関する事 ・ 国民保護に関する啓発に関する事 ・ 国民保護関係予算その他財政に関する事 ・ 安否情報の整理及び回答に関する事 ・ 被災情報の収集、整理及び報告に関する事
企画振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否情報の収集体制の整備に関する事 ・ 住民等に対する警報及び緊急通報等の内容の伝達に関する事 ・ 運送事業者に対する要請（車輛等の確保、避難住民・緊急物資の輸送等）及び連絡調整に関する事 ・ 報道機関との調整に関する事 ・ 商工労働団体、機関等との連絡調整に関する事 ・ 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整に関する事

所 属	平 素 の 業 務
企画振興課	・生活関連等施設（相馬港、相馬共同火力発電新地発電所等）の安全確保、避難誘導に関すること
税務課	・特命に関すること
町民課	・廃棄物処理に関すること ・外国人の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関すること ・危険動物及びペット動物の対策に関すること ・水道施設の把握及び対策に関すること ・水の安定供給に関する措置体制の整備に関すること ・外国人等からの安否情報の収集に関すること
健康福祉課	・避難施設の運営体制の整備に関すること ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・救援物資の調達体制の整備に関すること ・日本赤十字社福島県支部との連絡調整に関すること ・ボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること ・避難支援プランに関すること ・武力攻撃災害時要援護者に関すること ・福祉関係施設からの安否情報に関すること
農林水産課	・農林水産関係団体等との連絡調整に関すること ・家畜の対策に関すること
建設課	・復旧に関すること ・建設関係団体との連絡調整に関すること ・道路等の把握及び対策に関すること
都市計画課	・被災者住宅の再建支援に関すること ・住宅融資等の相談窓口の開設に関すること
教育総務課	・町立学校への警報の伝達体制の整備に関すること ・児童、生徒の安全指導に関すること ・文化財の保護に関すること ・教育関係施設からの安否情報に関すること
生涯学習課	・文化教育施設、社会教育施設の保全に関すること
議会事務局	・特命に関すること
農業委員会	・特命に関すること
会計室	・国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること
消防団	・住民の避難誘導に関すること ・消火活動及び救助、救急に関すること

2 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、「町地域防災計画」で定める体制等を活用し、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃が発生した場合、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、「町地域防災計画」で定める体制等を活用するとともに、相馬地方広域消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員等に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、表2-2の体制を整備するとともに、その参集基準を表2-3のとおり定める。

この際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

表2-2 事態の状況に応じた体制の確立

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	町の全課(局)での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①担当課体制
	町の全課(局)での対応が必要な場合(被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②緊急事態連絡室体制
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全課(局)での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合
		町の全課(局)での対応が必要な場合(被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)
	政府より町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③町国民保護対策本部体制

表2-3 職員参集基準

体制	参集基準
①担当課体制	総務課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は勤務公署等に参集

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

ア 町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

幹部職員及び国民保護担当職員に対しては、「町地域防災計画」で定める情報伝達ルートにより連絡を行なう。

イ 職員への伝達手段は、一般加入電話等を利用するものとする。

また、国民保護法第50条に基づき、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が業務計画で定めるところにより行う警報の放送があった場合、速やかに参集するよう、あらかじめ職員に周知を図る。

(5) 配備職員数

ア 表2-2、2-3で定める体制における配備職員数については、あらかじめ定める配備編成計画において、それぞれの職員配備体制ごとに定める。

イ ただし、緊急事態連絡室体制の場合においては、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況や特殊性等を考慮して、緊急事態連絡室長（町長）等の指示により、配備編成計画で定める配備職員数によらない配備ができるものとする。

ウ 配備職員については、勤務時間外に武力攻撃災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、集合場所である庁舎等までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておくものとする。

(6) 配備体制における職員の所掌業務

町は、表2-2、2-3で定める体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌業務を定める。

(7) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

ア 町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

イ 「新地町国民保護対策本部及び新地町緊急対処事態対策本部条例（平成18年6月16日条例第16号。以下「新地町国民保護対策本部条例」という。）」で規定する町対策本部長及び町対策副本部長の代替職員については、表2-4のとおりとする。

表2-4 町対策本部長及び町対策副本部長の代替職員

名称	指定職員	代替職員	
		第1順位	第2順位
対策本部長	町長	副町長	総務課長
対策副本部長	副町長	総務課長	

注：表中の「副町長」とは、平成19年4月1日より適用するものとし、当該期日前までは「助役」と読み替えるものとする。

(8) 交代要員等の確保

町は、町地域防災計画で定める防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保 等

3 消防団の体制

(1) 消防団の充実・活性化の推進等

- ア 町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。
- イ 町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。
- ウ 町は、相馬地方広域消防本部及び相馬消防署新地分署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 相馬地方広域消防本部等に対する体制整備等の求め

- 町は、相馬地方広域消防本部及び相馬消防署新地分署と連携して初動措置を行えるよう、相馬地方広域消防本部等に対し、町における参集基準等と同様に、あらかじめ、初動体制の整備及び職員の参集基準を定めるよう求める。
- この際、町は、相馬地方広域消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時において相馬地方広域消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できるよう初動措置における業務の分担を定めることなどにより体制を整備する。

5 町対策本部等の設置場所

- ア 表2-2、2-3に定める体制の設置場所は、表2-5のとおりとする。
- イ 設置予定場所には、平常時から通信設備等を整備し、配備体制の設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。
- ウ 大規模な武力攻撃等が発生したことにより、町役場が被災し、町役場に配備体制を設置することが不可能な場合の代替機能については、同時に被災する可能性の少ない他の地区を候補として検討を行う。

表2-5 各配備体制の設置場所等

配備体制	設置区分	設置場所	代替設置場所
① 担当課体制	業務実施場所	新地町役場庁議室	新地町総合体育館
	プレスルーム	新地町役場 201 会議室	新地町総合体育館
	自衛隊等連絡班室	新地町役場庁議室	新地町総合体育館
② 緊急事態連絡室体制	業務実施場所	新地町役場庁議室	新地町総合体育館
	プレスルーム	新地町役場 201 会議室	新地町総合体育館
	自衛隊等連絡班室	新地町役場庁議室	新地町総合体育館
③ 町国民保護対策本部体制	対策本部	新地町役場庁議室	新地町総合体育館
	プレスルーム	新地町役場 201 会議室	新地町総合体育館
	自衛隊等連絡班室	新地町役場庁議室	新地町総合体育館

6 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 住民等の権利利益の迅速な救済

ア 町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

イ 町は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民等の権利利益の救済のため迅速に対応する。

表2-6 住民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

国民保護法において規定される手続項目	
損失補償 (第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (第82条)
	応急公用負担に関する事。 (第113条第2項)
	車両等の破損措置に関する事。 (第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
損害補償 (第160条)	国民への協力要請によるもの。 (第70条第1、3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関する事。 (第6、175条)	
訴訟に関する事。 (第6、175条)	

(2) 住民等の権利利益に関する文書の保存

ア 町は、住民等の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、新地町文書等管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、住民等の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

イ 町は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、相馬地方広域消防本部、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係機関と相互に連携協力することが必要となるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備のあり方等について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、町地域防災計画等で規定する防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、必要に応じて、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

この場合、町国民保護協議会の組織を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 国機関との連携

(1) 自衛隊との連携

町は、武力攻撃事態等において、自衛隊の部隊等の派遣の要請（国民保護等派遣要請）等が円滑に行えるよう、自衛隊福島地方協力本部及び陸上自衛隊第44普通科連隊（福島駐屯地）との連絡体制を整備するなどの連携の確保を図る。

(2) 関係指定地方行政機関等との連携

町は、武力攻撃事態等において、町の区域に係る国民保護措置が円滑に行えるよう、関係指定地方行政機関及び当該機関の出先機関等との連携を図る。

3 県との連携

(1) 県との連携体制の整備

町は、県の緊急連絡先等について把握するとともに、情報伝達等が円滑に行えるよう、県との連携体制を整備する。

なお、県との連携体制の整備に当たっては、表2-7の事項の調整に留意する。

表2-7 県との連携確保のための調整における主な留意事項

措置の内容	留意事項
住民の避難	① 知事の避難の指示実施時における提示事項 ② 避難実施要領の記述内容 ③ 避難誘導時における関係機関等の役割分担 ④ 町長が警報等の内容を伝達する対象 ⑤ 避難及び運送手段の確保方法 ⑥ 中継施設の指定・調整等
避難住民の救援	① 救援に関する関係機関の役割分担 ② 避難住民の受入可能人数 ③ 安否情報の収集及び提供の方法
武力攻撃災害への対処	① 生活関連等施設の状況 ② 放射性物質等による汚染の拡大防止のための措置の役割分担 ③ 応急措置等の内容の役割分担 ④ 被災情報の収集及び提供の方法
共通事項	① 自衛隊の国民保護等派遣の手続き等 ② 国民保護措置等に対する安全確保の配慮

(2) 県との情報共有

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を円滑に行うために必要となる情報について県との共有を図る。

(3) 県による市町村の行うべき事務の代行

町は、県が、町長の行うべき国民保護措置の全部又はその一部を町長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(4) 町国民保護計画の県への協議

町は、県に対する国民保護計画の協議を通じ、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(5) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を住民及び指定地方公共機関等の運送事業者等に積極的に提供できるように、県警察と必要な連携を図る。

4 近接市町村等との連携

(1) 近接市町村との連携

ア 町は、近接する市町村の国民保護法制担当部署等の連絡先を把握するとともに国民保護措置の実施に当たって必要となる情報の共有を図る。

イ 町は、近接する市町村の国民保護計画の内容について協議し、調整を図るとともに、町の区域を越える避難、NBC兵器を用いた攻撃による特殊な武力攻撃災害へ

の対処などの国民保護措置を実施する場合においても、的確かつ迅速に対応できるよう、他の市町村と締結している防災に関する相互応援協定等の内容に関し必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、住民避難、物資及び資材の供給等における近接市町村との連携体制の整備を図る。

(2) 消防機関との連携

ア 町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、相馬地方広域消防本部及び近接する市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要に応じ、既存の消防応援協定等の見直し、又は、当該協定等に基づく応援要請が可能な範囲を明確にすること等により、消防機関相互の連携及び相互応援体制の整備を図る。

イ 町は、県から提供された情報等により、消防本部におけるNBC対応可能部隊数及びNBC対応資機材の保有状況など消防に関する情報を把握する。

5 指定地方公共機関等との連携

(1) 指定地方公共機関等の連絡先の把握

町は、県から提供された情報等により、関係指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先等を把握するとともに指定地方公共機関等と緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

ア 町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう相馬地方広域消防本部と調整を図った上で、最寄りの災害医療センター（基幹災害医療センター：公立大学法人 福島県立医科大学附属病院、地域災害医療センター：国立健康保険南相馬市立病院をいう。以下同じ。）、救命救急センター、相馬郡医師会及び県相双保健福祉事務所等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の情報伝達・収集方法を把握することなどにより、広域的な連携を図る。

イ NBC災害等の特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

ア 町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

イ 町は、区域内の事業所等における防災対策等への取組みを支援するとともに、県と連携の上、民間事業者等の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保に努める。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

ア 町は、自主防災組織及び地区会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護

措置の周知及び自主防災組織等の活性化を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との連携が図られるよう配慮する。

イ 町は、国民保護措置についての訓練への参加について協力を要請するとともに、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社福島県支部新地町分区、新地町社会福祉協議会（以下「町社会福祉協議会」という。）その他のボランティア関係団体及びNPO等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動等が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な、非常通信体制の整備等通信の確保について、以下のとおり定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体及び主要な電気通信事業者等で構成される非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意点等

- ア 町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実にを行うため、防災行政無線のデジタル化等による通信体制の整備及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備や情報伝達ルートの多ルート化、停電等に備え非常用電源の確保を図るなど、災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。
- イ 非常通信体制の確保に当たって、町は、災害時において確保している通信手段を活用するとともに、表2-8の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

表2-8 非常通信体制の確保における留意事項

施設・設備面	<p>① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</p> <p>② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</p> <p>③ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</p> <p>④ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</p>
運用面	<p>① 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</p> <p>③ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民等への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>

運 用 面	<p>④ 無線通信系の通信輻輳時の通信の確保に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</p> <p>⑤ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</p> <p>⑥ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</p> <p>⑦ 住民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>
-------------	---

ウ 町は、中山間地域など積雪、豪雨その他異常な自然現象等により交通が途絶するおそれのある地区に対し、情報の収集及び提供が適切に行えるよう、当該地区における情報通信手段等の確保について努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報の提供、警報の通知及び伝達、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため、情報収集及び提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集及び提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を迅速に収集、整理し、関係機関及び住民等に対しこれらの情報を適時、適切に提供等するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び全世帯及び事業所に設置してある町防災行政無線の個別受信機等により速やかに情報提供するとともに、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達等に必要な準備

(1) 警報等の伝達体制等の整備

ア 町は、知事から警報の内容の通知があった場合等における住民及び表2-9の関係のある公私の団体への伝達方法（伝達先・伝達手段・伝達順位）について、当面の間は、現在町が保有するサイレン、防災行政無線その他の手段を活用することとし、あらかじめ定めておくとともに、住民等に対し伝達方法等について事前に説明することなどにより周知を図る。

表2-9 警報の内容の通知があった場合等に伝達する関係ある公私の団体

町消防団、地区会、民生委員、日本赤十字社福島県支部新地町分区、そうま農業協同組合新地総合支店、相馬双葉漁業協同組合新地支所、町商工会等

イ 町は、警報等の内容を伝達するに当たっては、高齢者、障がい者及び外国人その他情報伝達に援護を要する者に対し配慮するため、民生委員や町社会福祉協議会、

日本赤十字社福島県支部新地町分区及び財団法人福島県国際交流協会等とあらかじめ警報の内容等の伝達に当たっての役割について協議した上で、協力体制を構築する。

ウ 町は、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し警報の内容等が伝達されるよう特に配慮する。

エ 町が、警報の内容を通知する「その他の関係機関」については、表2-10のとおり県との役割を定める。

表2-10 その他の関係機関への警報の内容の通知に係る県との役割分担

その他関係機関名	町	県
消 防 本 部	相馬地方広域消防本部	全消防本部
関係指定公共機関 指定地方公共機関	—	○
国 関 係 機 関 (自衛隊含む。)	— ※緊急の場合、自衛隊福島地方協力本部及び陸上自衛隊第44普通科連隊(福島駐屯地)等に情報提供	○
社会福祉協議会	町社会福祉協議会	県社会福祉協議会
医 師 会	相馬郡医師会	県医師会
避 難 施 設	避難施設(町立学校、公民館等町立の施設等)	避難施設(県立学校等県立の施設、福祉避難所、民間避難施設)
協定締結先機関	町が締結している機関	県が締結している機関

(2) 県警察及び福島海上保安部との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民等に対する警報の内容等の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて福島海上保安部との協力体制を構築する。

(3) 国民保護に係るサイレンの住民等への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民等に十分な周知を図る。

(4) 大規模集客施設等に対する警報等の伝達のための準備

町は、県から警報等の内容の通知を受けたときに、町長が迅速に警報等の内容の伝達を行うこととなる町の区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して表2-11のとおり定める。

表2-11 大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達に係る県との役割分担

施設等の名称	町	県
学校（避難施設指定校を除く。）	町立学校、その他学校	県立学校、私立幼稚園・小・中・高校
病院	町の区域内に所在する病院	災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。
駅・空港・港湾	JR 東日本 新地駅 町の区域内にある港湾	相馬港、JR 東日本
大規模集客施設	県営施設を除く	県営施設
大規模集合住宅	町営住宅等	県営住宅
官公庁・事業所	○	（関係する国の機関には通知）

(5) 民間事業者等の協力の確保

町は、民間事業者等が、警報等の内容の伝達や住民の避難誘導等を町と連携して実施できるよう、県と連携の上、民間事業者等と協力体制の確保に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

ア 安否情報の種類

- ① 武力攻撃事態等において、町長が収集する安否情報の対象は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民〔町の住民以外の者（外国籍の者を含む。）が、町に在るときに負傷した場合及び町で死亡した場合を含む。〕である。
- ② 安否情報として収集する内容は、表2-12のとおりである。

表2-12 収集、報告すべき安否情報の内容

<p>1 避難住民（負傷・疾病した住民も同様）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 氏名（フリガナ） ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所（郵便番号を含む。） ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑦ 避難施設等の居所 ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
--

- ⑩ 安否情報の回答等についての希望等
 - ア 親族・同居者への回答の希望
 - イ 知人への回答の希望
 - ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意

2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）

- ⑪ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑫ 遺体の安置されている場所

③ 町長が、安否情報を収集する場合、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）」（以下「安否情報省令」という。）第1条に基づき、避難住民及び負傷住民については、「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）（様式第1号）」により、死亡住民については、「安否情報収集様式（死亡住民）（様式第2号）」により行う。

イ 安否情報の報告

- ① 町長が、知事に対し安否情報を報告する場合、安否情報省令第2条に規定する「安否情報報告書（様式第3号）」により行う。
- ② 収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、安否情報の報告は、できる限り電子データにより行う。

(2) 安否情報収集のための体制整備

ア 町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理、回答の責任部署を総務課と定めるとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。

また、県の安否情報体制〔担当部署（報告方法・報告先）、県の情報収集先等〕の確認を行う。

イ 町は、相馬地方広域消防本部に対し、当該消防本部が収集した安否情報を整理し、町に対し提供することができるよう、あらかじめ、安否情報の整理担当部署を定めるよう要請する。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握等

ア 安否情報の収集機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、町の区域内の医療機関、介護施設、社会福祉施設、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

イ 安否情報の収集先機関への周知

町は、あらかじめ相馬地方広域消防本部及び避難施設の管理者等に対し、武力攻撃事態等において、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、安否情報を含む個人情報の取扱いについての整理を要請するとともに、安否情報の報告先等及び安否情報省令第1条及び第2条に定める「安否情報収集様式（様式第1号、第2号）」及び「安否情報報告書（様式第3号）」の周知を図る。

ウ 日本赤十字社が行う外国籍の者に関する安否情報の収集等への協力

町は、日本赤十字社が行う外国籍の者に関する安否情報の収集等に協力するため、町が管理する外国籍の者に関する安否情報の保有機関の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、武力攻撃災害の発生に伴う被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報の収集及び報告に当たる部署を総務課と定め、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

町は、被災情報の報告については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）及び火災・災害等即報要領に基づく報告基準に基づき行うことになるため、あらかじめ、町の区域内に所在する生活関連等施設の管理者等に対し、当該要領等に基づく被災情報の提供についての協力を依頼する。町は、相馬地方広域消防本部に対し、火災・災害等即報要領等に基づき県に報告した被災情報についての提供を依頼する。

(3) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡担当部署である総務課の担当者が、情報収集及び報告に係る正確性の確保等のために必要な知識を習得できるよう研修や訓練を通じ育成に努める。

第5 研修及び訓練

町職員等は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、町職員研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

ア 町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

イ 町は県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、県、相馬地方広域消防本部の消防吏員、自衛隊、海上保安庁、県警察の職員及び学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 訓練の実施

ア 町は、相馬地方広域消防本部、近隣市町村、県及び国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

イ 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、相馬地方広域消防本部、県警察、福島海上保安部等及び自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

ア 訓練を計画するに当たっては、実際に人及び物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

イ 防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報及び避難の指示等の内容の伝達訓練並びに被災情報及び安否情報に係る情

報収集訓練

③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、地区会、民生委員及び民間事業者等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、町計画の見直し作業等に反映する。
- エ 町は、地区会、自主防災組織及び民間事業者等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 町は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁及び事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報等の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

表2-13 避難実施時に必要となる主な基礎的資料

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
地図	町の区域内の住宅地図 地勢及び道路・鉄道網が記されている地図 県内図、隣接市町村及び県内図を含めた広域的地図
人口分布	地区(字)ごとの人口、世帯数。昼夜別人口等
武力攻撃災害時 要援護者等	高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担当者等 避難を行う地域単位に作成したリスト(災害時要援護者の避難支援プラン) 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設
輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
避難施設	避難施設、福祉避難所等の所在地(地図情報含む)、収容能力等 避難施設の開設手順及び開設担当者(部署)
備蓄物資・ 調達可能物資	備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等
民間事業者等	避難誘導時に協力が得られる民間事業者等 大規模事業所等の従業員数及び避難方法
生活関連等施設	避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの

(2) 隣接する市町村との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を合同で行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 町の区域を管轄する相馬地方広域消防本部との連携の確保

町は、避難誘導を行う場合に備え、平素から、国民保護法第62条に基づき、町の区域を管轄する相馬地方広域消防本部と協力して避難誘導を実施するため次のア、イを定め、避難誘導時における連携を図る。

ア 避難誘導を行うに当たっての市町村及び消防機関の役割

①町

避難誘導に関する指揮・全体調整・措置の実施、運送の確保

②相馬地方広域消防本部

原則として、消火、救助・救急活動を優先し、当該活動に支障のない範囲で、町長と協力し、避難誘導を実施

③消防団

町長の指揮により、消防長・署長の所管の下で避難誘導を実施

イ 町長の指示の求め

町長は、アの役割分担に拘らず、避難住民の誘導に関し、避難誘導活動を円滑かつ迅速に行う必要があり、消火活動等より、避難誘導活動を優先する必要があると

判断した場合等特に必要があると認める場合は、相馬地方広域市町村圏組合の管理者に対し、当該組合の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示することを求める。

(4) 避難誘導時において給与・提供する食料・医療等の確保

町長は、避難住民を誘導する際に行う、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供等について、あらかじめ、食糧等の備蓄状況等を踏まえ、県その他関係機関と協議し対応について定める。

(5) 高齢者、障がい者等の武力攻撃災害時要援護者への配慮

ア 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時への対応として作成する避難支援プランなどと併せて検討する。

イ 町は、避難誘導時において、健康福祉課を中心とした横断的な「武力攻撃災害時要援護者支援班（避難所を開設した場合、各避難所には武力攻撃災害時要援護者班）」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(6) 民間事業者等からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時において、民間事業者等の協力を得ることが重要となることから、民間事業者等の協力が得られるよう、県と連携の上、平素から、協力が得られる民間事業者等を把握するとともに、連携・協力体制の確保に努める。

(7) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することも想定されるため、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換を行うとともに避難訓練等を通じて、手順等を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、消防庁が作成するマニュアル等を参考として、次の事項に配慮の上、教育委員会など町の執行機関、消防機関、県、県警察、福島海上保安部等、自衛隊、民生委員等の関係機関と意見交換を行い、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

ア 季節における配慮事項（冬期間の避難方法等）

イ 観光シーズンや昼間における配慮事項（通勤・通学者及び観光客等への対応）

ウ 混雑時や交通渋滞時における発生状況等

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援に関する事務の県との役割分担

ア 町は、救援に関する事務に係る県との役割分担等について、初動体制の迅速性の確保や災害時における町の応急救助の実施状況等を踏まえ、県の権限における救援

- の事務のうち、原則として、表2-14について町が行うよう、あらかじめ定める。
- イ 町は、救援に関する措置の実施に関しては、県計画に準じて行う。
- ウ 町は、表2-14に定めていない事務を行う必要が生じた場合には、必要に応じ、当該事務の実施に係る役割分担等について県と調整する。
- エ 町は、アにより町長が行うこととされた救援に関する事務のうち、次の事務の実施については相馬地方広域消防本部に協力を要請することができるよう、あらかじめ定める。
- ① 被災者の捜索及び救出
 - ② 死体の捜索

表2-14 町と県との救援の実施に関する事務の役割分担

救援に関する措置の内容	町（町長）	県（知事）
収容施設の供与	①避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置	①避難所〔福祉避難所、長期避難住宅（借上げ含む。）〕の設置 市町村が設置した避難所の運営支援 ②応急仮設住宅（借上げ含む）の供与
食品・飲料水及び生活必需品等の給与・供給又は貸与	①炊き出しその他による食品の給与 ②飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ※備蓄物資及び町が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配分	①炊き出しその他による食品の給与 ②飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ※県が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配分
緊急物資の受入れ、配送	○ ※県から配送される食品等の避難住民への配分	○
医療の提供及び助産	①医療（町が編成した医療救護班による医療の提供） ②助産	①医療〔県が編成した医療救護班（大規模又は特殊な医療の提供）及び日本赤十字社福島県支部による医療、薬剤等の支給等〕 ②助産
被災者の捜索及び救出	○	○
埋葬及び火葬	○	※市町村の区域を越える調整が必要な場合の対応
電話その他の通信設備の提供	—	○
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○（緊急に修理が必要な場合）	○
学用品の給与	○（町立学校）	○（県立学校・私立学校） ※市町村の区域を越える調整が必要な場合の対応
死体の捜索及び処理	○	○ ※日本赤十字社福島県支部が行う場合を含む。
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○	○ ※県管轄施設における除去、除去された土石等の処理に広域的な調整が必要な場合の対応等

(2) 県が行う救援の補助

町は、(1)の救援の実施に関する事務についての県と定めた町の役割分担とされる事務以外の事務に関し、必要に応じ、県が行う救援を補助する。

(3) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料について、県が収集する表2-15の資料について提供を受けること等により、あらかじめ準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

表2-15 救援実施時に必要となる主な基礎的資料

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
避難施設等	避難施設(福祉避難所等を含む。)の所在地(地図情報含む)、収容能力等一時集 合場所等応急仮設住宅が建築可能な場所 仮設住宅として利用可能な賃貸住宅等
備蓄物資・ 調達可能物資	協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等 応急仮設住宅建築用、応急修理用資機材の調達先等
輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
医療機関等	NBC兵器による疾病に対処可能な医療機関の所在、病床数等 NBC兵器による疾病に関し専門知識を有する医療関係者 臨時の医療施設として利用可能な場所等
日本赤十字社	日本赤十字社福島県支部に対する委託内容
墓地及び火葬場	所在、対応可能人数等

4 運送事業者の輸送力及び運送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や運送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び運送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する町の区域の運送に係る運送事業者の輸送力及び運送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定等への協力

(1) 避難施設の指定等への協力

ア 町は、県が行う避難施設の指定及び指定の廃止、用途変更等には、必要な情報を提供するなど県に協力する。

イ 町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県

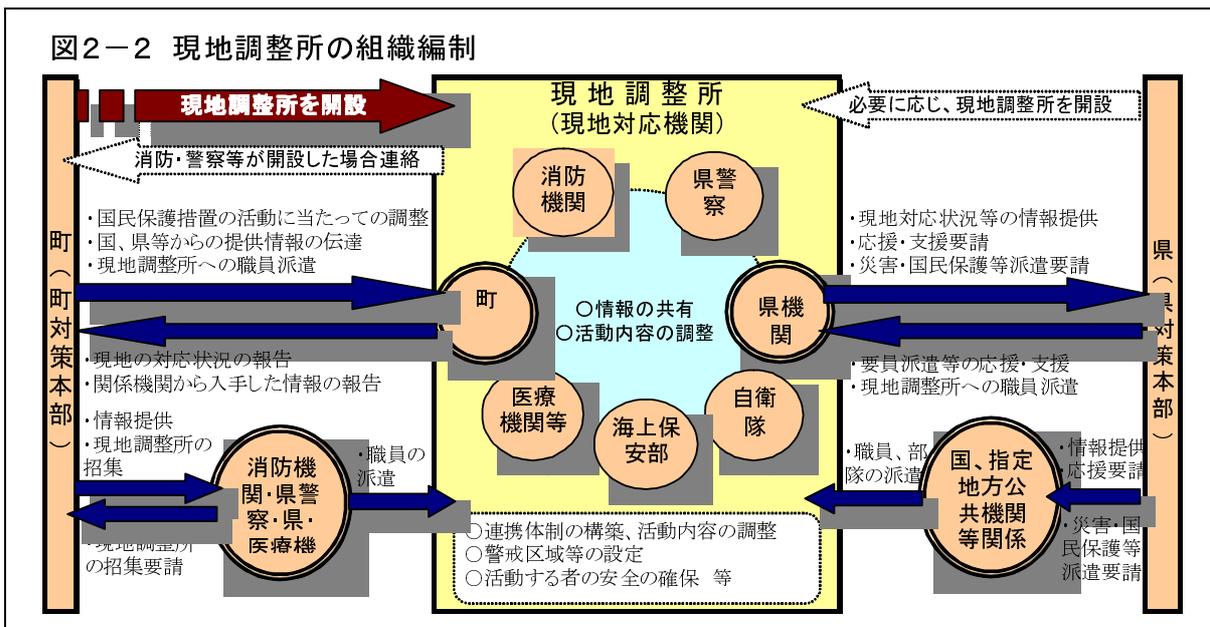
と共有するとともに、県と連携して住民等に周知する。

(2) 避難施設の運用等

町は、県が作成した「避難所運営マニュアル作成の手引き」及び「避難所運営マニュアル（作成例）」（平成18年3月）を参考に作成する、「町避難所運営マニュアル」に準じて、避難施設を運用するとともに、町職員及び住民等に対し、平素から、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

6 町長による現地調整所の設置

町長は、武力攻撃災害が発生した場合、現地における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施するための活動調整を行う現地調整所を速やかに設置できるよう、相馬地方広域消防本部、県（相双地方振興局、相双保健福祉事務所）、県警察、福島海上保安部等、自衛隊及び医療機関等と運用の手順等について意見交換等を行う。



7 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

ア 町は、区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県及び相馬港、相馬共同火力発電新地発電所等の生活関連等施設の管理者との連絡態勢を整備する。

イ 町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日 閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、町が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

表2-16 生活関連等施設の種類及び所管省庁

国民保護法施行令	号	施設の種類	所管省庁名	県所管部署 (対策本部設置後)
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	県民安全領域（原子力発電所：地域づくり班、その他：企業班）
	2号	ガス工作物	経済産業省	県民安全領域（環境保全班）
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康衛生領域（健康衛生班）
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	県民環境総務領域 （県民環境総務班）
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	県民安全領域（企業班）
	6号	放送用無線設備	総務省	知事公室（知事公室班）
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	河川港湾領域（河川港湾班）
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	都市領域（都市班）
	9号	ダム	国土交通省	農村整備領域、河川港湾領域 （農村整備班、河川港湾班）
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	県民安全領域（環境保全班）
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法昭和25年法律第303号）	厚生労働省	健康衛生領域（健康衛生班）
	3号	火薬類	経済産業省	県民安全領域（環境保全班）
	4号	高压ガス	経済産業省	県民安全領域（環境保全班）
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	県民安全領域（地域づくり班）
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	県民安全領域（地域づくり班）
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	県民安全領域（地域づくり班）
	8号	毒薬及び劇薬（薬事法昭和35年法律第145号）	厚生労働省 農林水産省	健康衛生領域、生産流通領域 （健康衛生班、生産流通班）
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	県民安全領域（環境保全班）
	10号	生物剤、毒素	各省庁	県民安全領域、健康衛生領域、生産流通領域他（環境保全班、健康衛生班、生産流通班）
	11号	毒性物質	経済産業省	県民安全領域他（環境保全班）

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、町が管理する公共施設等について、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考の上、警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び福島海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成

果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。この際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織等の協力も得ながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

ア 町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

イ 町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、内閣官房が作成した「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

ウ 町は、日本赤十字社福島県支部、県、消防機関などと連携し、傷病者の応急手当について普及に努める。